

飛騨市における道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表の通りである。

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
千歳橋	飛騨市神岡町船津2026番地2先	飛騨市が実施する一般旅客自動車運送事業（神岡北部乗合タクシー）の用に供する自動車に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限る。	飛騨市公共交通会議において、令和7年8月25日合意済み
西里	飛騨市神岡町船津1306番地1先			
西里橋	飛騨市神岡町船津979番地先			
飛騨市民病院	飛騨市神岡町東町725番地先			
道の駅スカイドーム・カミオカラボ	飛騨市神岡町夕陽丘6番地先			
神岡城口①	飛騨市神岡町江馬町9番地15先			
神岡城口②	飛騨市神岡町江馬町9番地6先			
神岡鉦山口	飛騨市神岡町船津2163番地先			
割石温泉口	飛騨市神岡町割石82番地先			
割石温泉	飛騨市神岡町割石291番地先			
漆山	飛騨市神岡町東漆山192番地1先			
ガッタンゴー漆山駅	飛騨市神岡町西漆山142番地先			
西漆山	飛騨市神岡町西漆山132番地先			
鍋谷	飛騨市神岡町西漆山133番地先			
土	飛騨市神岡町牧地内（跡津川橋南方約300メートル先）			
茂住	飛騨市神岡町東茂住471番地2先			
横山	飛騨市神岡町横山165番地先			
中山	飛騨市神岡町中山353番地先			